

次のとおり一般競争入札に付すこととしたので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定によって公告する。

平成26年2月7日

広島県知事 湯 崎 英 彦

## 県一般26第9号

### 1 調達内容

#### (1) 業務名

広島県救急医療情報システム調達業務

#### (2) 業務の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

#### (3) 履行期間

契約締結日から平成31年9月30日まで

#### (4) 履行場所

入札説明書による。

#### (5) 入札方法

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の10の2に規定する総合評価一般競争入札の方法による。

#### (6) 入札書の記載方法等

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する金額を加算した金額（8パーセントを加算した結果1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約しようとする希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### 2 入札参加資格

(1) 施行令第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。

(2) 平成23年広島県告示第740号（平成24年から平成26年において県が行う物品及び役務を調達するための競争入札に参加する者に必要な資格等。以下「資格告示」という。）によって「15情報通信 A情報提供サービス」、「15情報通信 B電気通信回線サービス」又は「15情報通信 Cシステムの設計・開発」のいずれかの資格を認定されている者であること。

(3) 本件調達の公告日から開札日までの間のいずれの日においても、広島県の指名除外を受けていない者であること。

(4) 法人格を有する団体であって、受託業務について十分な業務遂行能力を有すること。

### 3 入札参加資格審査の申請手続

(1) 本件の一般競争入札への参加を希望する者（以下「入札参加希望者」という。）で上記2(2)の資格を有しない者は、資格告示に基づき申請手続を行うこと。

(2) 申請期間

平成26年2月7日（金）から平成26年2月21日（金）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律〔昭和23年法律第178号〕に規定する休日〔以下「休日」という。〕を除く。）の午前9時から午後5時までの間、随時受け付ける。

(3) 申請書等の作成に用いる言語等

申請書、決算書及び委任状は、日本語で作成すること。

なお、その他の書類で外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記又は添付するものとする。

また、申請書及び添付書類のうち、金額欄については、日本国通貨をもって記載すること。外国通貨をもって金額を算出しているときは、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算して記載するものとする。

(4) 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先

〒730-8511 広島市中区基町10番52号

広島県会計管理部総務事務課（広島県庁舎南館1階）

電話（082）513-2315（ダイヤルイン）

4 入札手続等

(1) 入札説明書及び仕様書等の交付場所、交付期間及び入手方法

ア 交付場所

〒730-8511 広島市中区基町10番52号

広島県健康福祉局医療政策課（広島県庁舎本館6階）

電話（082）513-3062（ダイヤルイン）

イ 交付期間

平成26年2月7日（金）から平成26年2月21日（金）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）の午前9時から午後5時までの間、随時交付する。

ウ 入手方法

上記アの場所で直接受け取る、又は郵送により請求すること。ただし、郵送による請求の場合は、上記イの期間内に必着することとし、返信用の封筒及び切手を同封すること。

なお、直接の受取交付を希望するものは、希望する日の前日までに、上記アに交付を希望する旨を連絡すること。

(2) 入札参加資格の確認

ア 入札参加希望者は、入札説明書に明記されている入札参加資格確認申請書及び必要な添付書類（以下「入札参加資格確認申請書等」という。）を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。詳細は入札説明書による。

確認の結果、入札参加資格に適合するとされた者に限り入札の対象とする。

イ 提出先

上記(1)アの場所

ウ 提出期限

平成26年2月21日（金） 午後5時

エ 提出方法

持参又は郵送等（書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律〔平成14年法律第99号〕第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうちこれらに準ずるものに限る。）による。ただし、郵送等による場合は、上記ウの期限までに必着することとする。

オ 入札参加資格の確認結果の通知

平成26年2月27日（木）までに通知する。

(3) 入札書及び提案書の提出先、提出期限及び提出方法

ア 提出先

上記(1)アの場所

イ 提出期限

平成26年3月19日（水） 午後5時

ウ 提出方法

持参又は郵送等による。ただし、郵送等による場合は、上記イの期限までに必着することとする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

平成26年3月20日（木） 午前9時

イ 場所

広島市中区基町10番52号

広島県健康福祉局医療政策課（広島県庁舎本館5階）

(5) ヒアリング

入札後に提案の詳細について、ヒアリングを行う場合がある。

5 落札者の決定方法

(1) 広島県契約規則（昭和39年広島県規則第32号）第19条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札をした者のうち、本業務の遂行に最適な者を選定するための提案審査で評価点が最も高い者を落札者とする。

(2) 評価点の最も高い入札者が2人以上あるときは、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。くじ引きの日時、場所については、電話又はファクシミリにより連絡する。

なお、当該入札者がくじ引きに参加しないときは、これに代えて、当該入札事務に

関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(3) 提案審査

提案審査は、入札書及び提案書の内容を次により算出された評価点の範囲内で、評価項目ごとに得点化して行う。

なお、評価に当たっては、広島県職員以外の有識者の意見を踏まえた上で、公平かつ客観的に行うものとする。

(4) 評価点の算出

ア 評価点は、別に定める評価基準に基づき、次に掲げる式により算出する。

評価点＝総括評価点＋価格点＋個別システム評価点

イ 総括評価点及び個別システム評価点は、別に定める評価基準に基づき、審査委員会が提案書を評価し、次により算出するものとする。

(ア) 評価基準は、委託業務の的確な遂行を確保するために設定した評価項目ごとに、評価の具体的な要件及び重要度に応じた重み（傾斜配点）を示すものとする。

(イ) 審査委員会の委員は、提案書の内容について、上記アの評価項目ごとに提案内容の優劣の度合いを評価するものとする。

ウ 価格点は、次に掲げる式により算出する（当該得点に端数を生じたときは、小数点第1位を四捨五入する）。

価格点＝配点×全体の最低見積額÷提出見積額

6 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

免除

イ 契約保証金

(ア) 県と締結した委託・役務業務契約を平成19年10月1日以降に解除され、その後、当該契約解除の要因となった契約種目の資格を入札参加資格要件とする県との契約を締結し、誠実に履行した実績がない者（ただし、契約解除の要因となった契約種目は、「15情報通信 A情報提供サービス」、「15情報通信 B電気通信回線サービス」又は「15情報通信 Cシステムの設計・開発」の資格に限る。）

契約金額の100分の10以上の額を納付。ただし、金融機関の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、県を被保険者とする履行保証保険契約又は県を債権者とする履行保証契約を締結した場合は、契約保証金の納付を免除する。

(イ) 上記(ア)以外の者

免除

(3) 入札者に求められる義務

上記4(2)オにより、入札参加資格に適合するとされた者は、封印した入札書及び提案書を提出期限までに提出しなければならない。

入札者は、契約を担当する職員から入札参加資格確認申請書等について説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(4) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者による入札、入札に際しての注意事項に違反した入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者による入札その他広島県契約規則第21条各号に該当する入札は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 手続における交渉の有無

無

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

7 問合せ先

〒730-8511 広島市中区基町10番52号

広島県健康福祉局医療政策課（広島県庁舎本館6階）

電話（082）513-3062（ダイヤルイン）

8 Summary

(1) Nature and quantity of the service to be required: Supply of the medical information system used at the time of emergency

(2) Fulfillment period: From the day of contract conclusion to 30 September 2019

(3) Fulfillment place: specified in the specifications.

(4) Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification: 5:00 pm 21 February 2014

(5) Time-limit for tender: 5:00 pm 19 March 2014

(6) Contact point for the notice:

Medical Policy Division,

Health and Welfare Affairs Bureau,

Hiroshima Prefectural Government

10-52 Motomachi, Naka-ku, Hiroshima City 730-8511 Japan

TEL 082-513-3062(direct dialing)